

宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱

令和2年3月19日

宇佐市告示第63号

改正 令和3年3月31日宇佐市告示第99号
令和5年3月30日宇佐市告示第99号
令和5年4月17日宇佐市告示第171号
令和7年3月31日宇佐市告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機又は防犯対策電話録音機(以下「電話機等」という。)の普及を促進し、大分県特殊詐欺被害防止条例(令和元年大分県条例第37号)第2条に規定する特殊詐欺等による被害防止を図るため、電話機等の購入等に要した経費に対し、予算の範囲内において宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇佐市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 補助金を申請した日において、満60歳以上の者又は満60歳以上の者と同一の世帯に属する者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でない者
- (4) 同一世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。

(補助対象電話機等)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの
 - ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能
 - イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象電話機等の購入費及びその設置に直接要する費用の合

計額に3分の2を乗じた額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)で、10,000円を上限とする。

2 補助金の交付の申請は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電話機等を購入後、30日以内又は当該年度1月31日のいずれか早い日までに、宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し

(2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類(カタログ、取扱説明書等)の写し

(3) 暴力団関係者でないことの誓約書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助利用者」という。)は、速やかに宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 市長は、補助利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助利用者に対し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以降に補助対象者が購入し、居住する住居に設置した電話機等について適用する。

(見直し)

3 この告示の施行後3年ごとに、この告示の有り方、必要性等について、必要な見直しを行うものとする。

附 則 (令和3年3月31日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月17日宇佐市告示第171号)

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和7年3月31日宇佐市告示第87号)

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。